



# 雇用・労働・移民法ニュース

皆様に随時移民法、ビザ情報をアップデートしております。

## 就労許可証の有効期限

米国移民局は、特定の非移民ビザ滞在資格保持者に対し、就労許可書(EAD)の期限を最大で5年に延長すると発表しました。各滞在資格の種類と就労許可書の期間についての詳細は、移民局のポリシー・マニュアルにアップデートされています。



難民認定者、難民仮入国者、亡命者、退去保留対象者など滞在資格や状況に応じて雇用が許可される特定の非米国市民は、初回申請および更新申請時の雇用許可書の最大有効期間が5年に延長されます。また、亡命申請者、退去保留対象者、INA 245に基づく永住権申請者など、雇用許可を申請しなければならない特定の非米国市民は、初回申請および更新申請時の雇用許可書(EAD)の最大有効期間が2年から5年に延長されます。国外退去停止や国外退去取消対象者は、初回申請および更新申請時の雇用許可書(EAD)の最大有効期間が1年から5年に延長されます。さらに、特定のアフガニスタン人とウクライナ人の仮入国者は、その滞在資格に基づいて雇用が許可されます。

その他には、2022年1月31日以降国外から入国したEやLビザ配偶者は、出入国記録フォームI-94の滞在資格にE1S, E2S, L2Sと配偶者を示す“S”の文字があれば、滞在資格に基づいて自動的に就労が許可されるようになりました。

それ以前は、これら配偶者がアメリカ国内で就労するために

は就労許可書を申請する必要があるとあり、I-9のリストCの雇用資格確認書類として就労許可書(カード)を提出していましたが、現在はI-94のビザ種類に“S”の文字が明記してあれば、I-9のリストCの雇用資格確認書類としてI-94を提出することができます。

2014年度に特定条件を満たしたH1Bの配偶者が就労許可書を申請できるようになってからは、就労許可書の申請件数が大幅に増加しました。その後、さらに新型コロナウイルスのために雇用許可証の審査時間が大幅に遅れてしまいました。今回の雇用許可書の有効期間の延長により、今後就労カードの延長申請件数が大幅に削減され、就労カードの審査時間と発行までにかかる時間がかなり短縮されると思われます。

ただし、雇用許可を維持できるかは、ビザ種類やその状況によって異なります。就労カードが有効であっても、途中でカードが使えなくなる場合も考えられます。例えば、永住権申請中の申請者が永住権申請に伴い5年間有効な就労カードを受け取った場合、その後永住権申請が却下されたら、その時点で就労カードも使えなくなる可能性があるため注意が必要です。



執筆：大蔵昌枝弁護士  
Taylor English Duma LLP 法律事務所  
\* Copyright reserved. 著作権所有  
1600 Parkwood Circle, Suite 200,  
Atlanta, GA 30339  
DIRECT: 678.426.4641  
OFFICE: 770.434.6868  
E-Mail: mokura@taylorenchinese.com  
www.taylorenchinese.com

### 本ニュース記事に関する注意事項 (DISCLAIMER)

本雇用・労働・移民法ニュース記事は弁護士として法律上または専門的なアドバイスの提供を意図したものではありません。一般的な情報の提供を目的とするものです。また、記載されている情報に関しては、できるだけ正確なものとする努力をしておりますが、正確さについての保証はできません。しかも、法律や政府の方針は頻繁に変更するものであるため、実際の法律問題の処理に当たっては、必ず専門の弁護士もしくは専門家の方針を求め下下さい。Taylor English Duma 法律事務所および筆者はこの記事に含まれる情報を現実の問題に適用することによって生じる結果や損失に関して何ら責任を負うことは出来ませんのであらかじめご承知おき下さい。

## 日本にて学生・研究者用のビザ関連書籍を出版

### 大蔵昌枝弁護士 ジョージア州弁護士

学生や研究者は弁護士や企業サポートがなく、自分でビザ申請を行うことが多いため、法的問題に対してどこを見てよいかわからないといった問題が多くみられます。そのため、自分でもビザの申請ができるように解説された本です。

研究者は学生ビザ、研修ビザ、就労ビザなどで渡来されるので、主にF-1・OPT/CPTとJ-1の申請方法や配偶者の就労について触れていますが、就労としてくる場合のH1B、L、E、Oビザなども選択肢として簡単に解説しています。

下記のリンクから書籍の概要をご覧ください。

<https://www.yodosha.co.jp/jikkenigaku/book/9784758108492/>

研究者・留学生のための  
アメリカビザ取得  
完全マニュアル



アメリカの弁護士による徹底解説!

監修 大蔵昌枝 (Taylor English Duma LLP, ジョージア州弁護士)  
監修 大蔵賢 寛 (エコー・大蔵ワンストップ事務所)  
野口剛史 (OFS Firm LLC, ジョージア州弁護士)

